

男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 住宅取得費補助金（第3条―第12条）
- 第3章 住宅改修費補助金（第13条―第16条）
- 第4章 住宅賃貸借契約費補助金（第17条―第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、本市への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、移住者住宅取得等支援事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に登録され、かつ、その生活基盤を専ら市の区域内に置き、自ら所有する住宅に本市の市民として5年以上居住することをいう。
- (2) 取得 自己の居住の用に供するために、市の区域内に住宅を新築し、又は購入し、かつ、当該住宅の所有権登記を行うことをいう。ただし、相続、贈与その他対価の伴わない事由により住宅を取得した場合を除く。
- (3) 子育て世帯 18歳以下の子供若しくは高等学校に在学する子供とその親又は妊婦を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (4) 親世帯等 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）の親又は祖父母等3親等内の親族を含む世帯員で構成される世帯をいう。ただし、介護保険施設又はこれに準ずる施設に入所又は入居している場合は除く。
- (5) 近居 子育て世帯と親世帯が市内において世帯を別にして居住することをいう。
- (6) 同居 子育て世帯と親世帯が市内において世帯を同一にして居住することをいう。

第2章 住宅取得費補助金

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 転入日以前に1年以上市外に居住し、かつ、転入日以後1年以内である者
 - (2) 本市に定住する意思がある者
 - (3) 居住する地域の町内会等に参加している者
 - (4) 本人が属する世帯の世帯主である者。ただし、親世帯等と同居している場合を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。
- (1) 世帯の構成員に市税等を滞納している者がいる場合
 - (2) 世帯の構成員に暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいる場合
 - (3) 世帯の構成員に過去に補助金の交付を受けた者がいる場合
(補助対象住宅)

第4条 補助事業の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、補助対象者が転入日以前1年以内又は転入日以後1年以内を取得し、取得金額が100万円以上かつ補助対象者の名義で所有権登記が完了した住宅であって、補助対象者が転入日以後に居住している住宅とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅は補助対象住宅としないものとする。
- (1) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる住宅
 - (2) 市の補助制度を既に利用した住宅
 - (3) 世帯員の3親等以内の親族から取得した住宅
 - (4) その他補助金の交付が適当でないと認められる住宅
(補助金の交付対象費用)

第5条 補助金の交付対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象住宅の新築又は購入に要する費用とし、土地の購入に要する費用を除く。

(補助の範囲)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請期間)

第8条 補助金の交付を申請できる期間は、転入日から起算して1年以内とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、男鹿市移住者住

宅取得等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条第1項により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、交付決定を受けた年度の3月末日までに男鹿市移住者住宅取得等支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し、返還）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第3条の規定に基づく補助対象者の要件を欠いたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 補助決定者が提出した書類に偽りその他不正があったとき 補助金の全額

(2) 補助対象住宅を補助金の交付決定を受けた日から5年未満で貸与し、売却し、又は譲渡したとき 別表第3の左欄に掲げる補助金交付決定後の経過期間に応じ、同表の右欄に掲げる額

(3) 補助金の交付決定日から5年未満で補助対象住宅に居住する者の全員が転居又は転出をしたとき 別表第3の左欄に掲げる補助金交付決定後の経過期間に応じ、同表の右欄に掲げる額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めるとき 補助金の10分の10以内の額で市長が定める額

3 前2項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、男鹿市移

住者住宅取得等支援事業補助金交付決定取消・補助金返還通知書（様式第8号）により当該補助決定者に通知するものとする。

第3章 住宅改修費補助金

（補助対象者）

第13条 補助対象者は、第3条の規定に該当する者又はその親世帯等とする。

（補助対象住宅）

第14条 補助対象住宅は、補助対象者が転入日以前1年以内又は転入日以後1年以内に改修し、改修金額が30万円以上かつ市内の事業者が改修し補助対象者が転入日以後に居住している住宅で、補助対象者の名義で所有権登記が完了した住宅とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅は補助対象住宅としないものとする。

- (1) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる住宅
- (2) 市の補助制度を既に利用した住宅
- (3) その他補助金の交付が適当でないと認められる住宅

（補助金の交付対象費用）

第15条 補助対象費用は、補助対象住宅の改修に要する費用とし、門及び扉等の外構工事を除く。

（準用規定）

第16条 第6条から第12条の規定は、本章の補助において準用する。

第4章 住宅賃貸借契約費補助金

（補助対象者）

第17条 補助対象者は、第3条の規定に該当する子育て世帯の世帯主である者とする。

（補助対象住宅）

第18条 補助対象住宅は、補助対象者が親世帯等と近居又は同居するために転入日以前1年以内又は転入日以後1年以内に賃借し、月額家賃が3万円以上、かつ、補助対象者の名義で賃貸借契約を締結し、補助対象者が転入日以後に居住している民間の借家又はアパート等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅は補助対象住宅としないものとする。

- (1) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる住宅
- (2) 市の補助制度を利用する住宅
- (3) 補助対象者の親世帯等が所有する住宅
- (4) 勤務事業所の官舎、社宅又は社員寮等である住宅
- (5) その他補助金の交付が適当でないと認められる住宅

(補助金の交付対象費用)

第19条 補助対象費用は、補助対象住宅の賃貸借契約時に支払われた敷金、礼金、保証料、仲介手数料、2か月分未満の前家賃その他の初期費用とする。

(準用規定)

第20条 第6条から第12条の規定は、本章の補助において準用する。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 男鹿市親元近居同居支援事業補助金交付要綱（平成27年男鹿市告示第28号）及び男鹿市定住促進事業補助金交付要綱（平成28年男鹿市告示第35号）は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に、前項の規定による廃止前の男鹿市親元近居同居支援事業補助金交付要綱又は男鹿市定住促進事業補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

補助金の種別	補助金の額	加算額
住宅取得費補助金	50万円に、右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、100万円と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。 空き家バンク物件加算がある場合は、120万円と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て加算 18歳未満の子又は妊婦一人につき15万円 2 親元近居同居加算 市内に在住する親世帯等と近居又は同居するために住宅を取得する場合は、15万円 3 空き家バンク物件加算 市の空き家バンク登録物件を取得した場合は、20万円 4 市内事業者加算 市内に事業所等を有する事業者と契約して新築等を行う場合は、20万円
住宅改修費補助金	50万円に、右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、100万円と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。 空き家バンク物件加算がある場合は、120万円と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額を限度とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て加算 18歳未満の子一人につき15万円 2 親元近居同居加算 市内に在住する親世帯等と近居又は同居するために住宅を取得する場合は、15万円 3 空き家バンク物件加算 市の空き家バンク登録物件を取得した場合は、20万円
住宅賃貸借契約費補助金	20万円と補助対象経費の2分の1のいずれか低い額	

備考 住宅取得費補助金と住宅改修費補助金は併用して交付を受けることはできないものとする。

別表第 2 (第 9 条関係)

補助金の種類	補助金交付申請書添付書類
住宅取得費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者の世帯全員の住民票 2 補助対象者の世帯全員の戸籍の附票 3 市税の完納を証する書類 (様式第 2 号) 4 取得した住宅の建物登記簿の全部事項証明書 5 住宅新築又は購入契約書の写し 6 取得した住宅の購入費が分かるもの (領収証等) 7 住宅の平面図及び位置図、全景写真 8 定住に関する誓約書 (様式第 3 号) 9 町内会等加入証明書 (様式第 4 号) 10 妊婦がいる場合は母子手帳の写し 11 親世帯等と近居又は同居する場合は、補助対象者の世帯の戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)、親世帯等の世帯全員の住民票及び市税の完納を証する書類
住宅改修費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者の世帯全員の住民票 2 補助対象者の世帯全員の戸籍の附票 3 市税の完納を証する書類 (様式第 2 号) 4 改修した住宅の建物登記簿の全部事項証明書 5 住宅の改修にかかる工事契約書又は工事費用領収書の写し 6 住宅の改修前後の平面図及び位置図、写真 7 定住に関する誓約書 (様式第 3 号) 8 町内会等加入証明書 (様式第 4 号) 9 妊婦がいる場合は母子手帳の写し 10 親世帯等と近居又は同居する場合は、補助対象者の世帯の戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)、親世帯等の世帯全員の住民票及び市税の完納を証する書類
住宅賃貸借契約費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者の世帯及び親世帯等の世帯全員の住民票 2 補助対象者の世帯の戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) 3 補助対象者の世帯全員の戸籍の附票 4 補助対象者の世帯及び親世帯等の市税の完納を証する書類 (様式第 2 号) 5 住宅の賃貸借契約書の写し 6 敷金、礼金、保証料、仲介手数料、2 か月分未満の前家賃その他の初期費用の領収書の写し

- | | |
|--|--------------------|
| | 7 住宅の平面図及び位置図、写真 |
| | 8 定住に関する誓約書（様式第3号） |
| | 9 町内会等加入証明書（様式第4号） |
| | 10 妊婦がいる場合は母子手帳の写し |

別表第3（第10条関係）

補助金交付決定後の経過 期間	返還を求める補助金の額
1年以内のとき	補助金交付決定額に5分の5を乗じて得た金額
1年を超え2年以内のとき	補助金交付決定額に5分の4を乗じて得た金額
2年を超え3年以内のとき	補助金交付決定額に5分の3を乗じて得た金額
3年を超え4年以内のとき	補助金交付決定額に5分の2を乗じて得た金額
4年を超え5年以内のとき	補助金交付決定額に5分の1を乗じて得た金額

備考 返還すべき補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。